

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

平成31年 1 月 18日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

二瀬ダム管理所長 高橋 忠臣

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

H 3 1 二瀬ダム放流設備点検整備業務（電子調達システム対象案件）

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- ・ 放流設備点検整備業務 1 式

(3) 履行期間

契約の翌日から平成32年3月31日までとする。

なお、現場作業に着手する日は、平成31年4月1日とし、平成31年3月31日までは、準備期間として、現場作業を伴わない以下の作業を行うことができるものとする。

- ・ 業務計画立案等に必要な現場確認
- ・ 業務計画立案及び提出
- ・ 再委託承諾申請書作成及び提出
- ・ 整備等において必要な作業手順書の作成
- ・ 点検・整備に伴う交換部品等の材料手配、材料確認等
- ・ 監督職員の指示による作業
- ・ その他監督職員が認めた作業

(4) 履行場所

埼玉県秩父市大滝地先

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停

止を受けていないこと。

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。
- ⑦ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。
- ⑧ 平成16年度以降に元請けとして完了（完成）（平成31年3月31日までに完了（完成）見込みを含む）させた下記のア）又はイ）のいずれかの要件を満たす業務又は工事（以下「同種業務（工事）」という。）の履行実績（施工実績）を証明したものであること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限

る。) 。

ア) ダム用水門設備の点検整備の履行実績

イ) ダム用水門設備を製作・据付した実績

なお、ア) 及びイ) における「ダム用水門設備」とは、ダムに設置された開閉方式が油圧シリンダ式の水門設備とする。

また、ア) における「点検整備」とは、年点検（設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として全体的機能の確認を主眼として出水期前に行う点検）を含む業務とする。

イ) における製作・据付した実績とは、新設、更新（修繕を含む）のいずれでもよい。

経常JVの場合、構成員のそれぞれが上記ア) 又はイ) の履行実績（施工実績）を有すること。

⑨ 業務履行体制として、下記ア) 及びイ) の要件を満たすこと。

ア) 関東地方整備局管内に本・支店、営

業所のいずれかを有していること。

イ) 風水害、地震等の災害時や設備の故障等のトラブル発生時には、監督職員より指示を受けてから概ね3時間以内に二瀬ダム管理所（埼玉県秩父市大滝3931-1）に点検員を派遣し、設備の点検が開始出来る体制を確保出来ること。なお、前述の時間は一般道を30km/h、高速道路を80km/hとして算出した値とする。

- ⑩ 本業務の配置予定管理技術者は平成31年4月1日の時点で次に掲げる条件を満たすこと。

過去に元請けとして完了（完成）（平成31年3月31日までに完了（完成）見込みを含む）させた下記のア)又はイ)のいずれかの要件を満たす業務又は工事（以下「同種業務（工事）」という。）の履行実績（施工実績）を証明したものであること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限

る。) 。

ア) ダム用水門設備の点検整備の履行実績

イ) ダム用水門設備を据付した実績

なお、ア) 及びイ) における「ダム用水門設備」とは、ダムに設置された開閉方式が油圧シリンダ式の水門設備とする。

また、ア) における「点検整備」とは、年点検（設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として全体的機能の確認を主眼として出水期前に行う点検）を含む業務とする。

イ) における据付した実績とは、新設、更新（修繕を含む）のいずれでもよい。

経常JVの場合、構成員のそれぞれが上記ア) 又はイ) の履行実績（施工実績）を有すること。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3 証明書等及び入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

〒369-1901

埼玉県秩父市大滝3931-1

二瀬ダム管理所 総務係

電話 0494-55-0001 内線 214

FAX 0494-55-0258

- (2) 紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成31年1月18日から平成31年2月22日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対して

は、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記（1）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成31年1月18日から平成31年2月21日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

（4）電子調達システムによる証明書等の提出期限、

紙入札による証明書等の提出期限

平成31年2月5日 13時00分

（5）電子調達システムによる入札書の提出期限、

紙入札による入札書の提出期限

平成31年2月21日 16時00分

（6）開札の日時及び場所

平成31年2月22日 10時00分

二瀬ダム管理所 入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引

き受け及び配達記録をした信書便をいう。)

により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札(電子調達システム)に際しての注意事項参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある

著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。